給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１号
北九州市門司区原町別院11番31号
再生債務者　高本　幸弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月６日まで
平成22年４月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第２号
静岡市葵区安倍口団地７番18―617号
再生債務者　長倉　良樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月11日まで
平成22年４月13日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第７号
熊本市御領６丁目８番13号
再生債務者　廣瀬　　透
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月11日まで
平成22年４月13日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再ロ）第３３号
札幌市東区北51条東３丁目５番30号　ミレニアム東館Ｄ館
再生債務者　小泉　理恵
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月12日まで
平成22年４月14日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第５号
青森県十和田市東六番町１―39　パークハイツ202号室
再生債務者　相原　孝格
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月14日
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（再ロ）第３号
山口県宇部市大字際波436番地59
再生債務者　花田　政明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月14日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（再ロ）第１０１８０号
埼玉県川口市弥平１―17―14―301
再生債務者　河田　治行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１号
神戸市中央区中山手通５丁目２番13―303号
再生債務者　藤本　　宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月14日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１０１８９号
長野県上水内郡飯綱町大字平出397―５
再生債務者　平井　達夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２号
大阪府枚方市星丘４丁目４番４号
再生債務者　松岡　友治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

企業年金基金合併公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．合併認可年月日　平成22年４月１日
2．合併により消滅した企業年金の名称及び所在地　コープしずおか企業年金　静岡県静岡市葵区黒金町59―６
平成 22 年４月 22 日
神奈川県横浜市港北区新横浜２―５―11
コープかながわ・コープしずおか企業年金基金　　理事長　當具　伸一

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 22 年３月 31 日
農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　赤松　広隆

第17条に次の１項を加える。
2　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。
第29条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	41.15/1,000	1.02/1,000	4.63/1,000	41.15/1,000	1.02/1,000	4.63/1,000
短期組合員	41.15/1,000	1.02/1,000	4.63/1,000	41.15/1,000	1.02/1,000	4.63/1,000
船員組合員	38.10/1,000	1.02/1,000	4.63/1,000	44.20/1,000	1.02/1,000	4.63/1,000
任意継続組合員	82.30/1,000	2.04/1,000	9.26/1,000			

第29条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	41.15/1,000	1.02/1,000	4.63/1,000
船員組合員	44.20/1,000	1.02/1,000	4.63/1,000

附則第６条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第６条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。

附　則
1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。
2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。